

京都市職員共済組合細則第 1 号

京都市職員共済組合貸付規程施行細則の一部を改正する細則の制定について

京都市職員共済組合貸付規程施行細則の一部を改正する細則を次のように制定する。

平成 27 年 11 月 13 日

京都市職員共済組合
理事長 塚本 稔

京都市職員共済組合貸付規程施行細則の一部を改正する細則

京都市職員共済組合貸付規程施行細則の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項第 1 号中「法第 2 条第 1 項第 5 号」を「規程第 5 条第 1 項第 1 号」に改める。

第 21 条を第 22 条とし、第 4 条から第 21 条まで 1 条ずつ繰り下げ、第 3 条の次に次の 1 条を加える。

(貸付金の限度額の算定の基礎となる給料)

第 4 条 規程第 5 条第 1 項第 1 号アに掲げる職員（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 13 条第 1 項に規定する教育長を含む。以下同じ。）である組合員に係る貸付金の限度額の算定の基礎となる給料の額は、当該職員に係る条例の規定が次の各号に掲げる場合に依り当該各号に掲げる金額（100 円未満の端数がある場合には、これを四捨五入した金額）とする。

(1) 給料と扶養手当その他の手当とに区分して支給することとされている

場合 当該給料の月額に 1.25 を乗じて得た金額

(2) 給料以外には扶養手当その他の手当は支給しないが、給料の中に当該手当を含む旨が規定されている場合 当該給料の月額

(3) 給料と扶養手当その他の手当とを区分することなく支給することとされている場合（前号に掲げる場合を除く。） 当該支給される給与の月額

2 規程第 5 条第 1 項第 1 号ウに掲げる職員である組合員に係る貸付金の限度額の算定の基礎となる給料の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に掲げる金額（100 円未満の端数がある場合には、これを四捨五入した金額）とする。

(1) 賃金又は手当の額のうち給料に相当する分の額が、その算定上明らかである者 次に定める金額

ア 賃金又は手当の額が月額で定められている者については、当該給料に相当する分の月額に 1.25 を乗じて得た金額

イ 賃金又は手当の額が日額で定められている者については、当該給料に相当する分の日額に 1.25 を乗じて得た金額の 22 倍に相当する金額

ウ 賃金又は手当の額が時間給で定められている者については、当該給料に相当する分の 1 時間当たりの額に 1.25 を乗じて得た金額に 1 週間当たりの勤務時間の 52 倍に相当する時間数を乗じた額を 12 で除して得た金額

(2) 前号に掲げる者以外の者 次に定める金額

ア 賃金又は手当の額が月額で定められている者については、当該月額

イ 賃金又は手当の額が日額で定められている者については、当該日額の 22 倍に相当する金額

ウ 賃金又は手当の額が時間給で定められている者については、1 時間当たりの額に 1 週間当たりの勤務時間の 52 倍に相当する時間数を乗じた額を 12 で除して得た金額

3 規程第 5 条第 1 項第 1 号エに掲げる者に係る貸付金の限度額の算定の基礎となる給料の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に掲げる金額（100 円未満の端数がある場合には、これを四捨五入した金額）とする。

(1) 法第 141 条の 2 に規定する職員引継一般地方独立行政法人（以下「地方独立行政法人」という。）の役員 その支給を受ける給与のうち第 1 項の規定により算定された金額に相当する金額

(2) 地方独立行政法人の職員 規程第 5 条第 1 項第 1 号エに規定する月額をもって支給されるものに相当する金額

第 18 条第 2 項中「0.011945」を「0.012219」に、「0.009945」を「0.010198」に、「0.011232」を「0.011507」に改める。

附則第 2 項各号列記以外の部分中「第 17 条」を「第 18 条」に改め、同項第 1 号中「4.1」を「4.2」に改める。

様式第 1 号、様式第 1 号の 2、様式第 1 号の 3、様式第 2 号、様式第 3 号及び様式第 4 号中「第 6 条関係」を「第 7 条関係」に、様式第 5 号、様式第 5 号の 2、様式第 6 号、様式第 7 号、様式第 7 号の 2 中「第 9 条関係」を「第 10 条関係」に、様式第 8 号中「第 9 条関係」を「第 10 条関係」に、「京都市職員共済組合貸付規程施行細則第 12 条」を「京都市職員共済組合貸付規程施行細則第 13 条」に、様式第 9 号中「第 9 条関係」を「第 10 条関係」に、様式第 9 号の 2 中「第 12 条関係」を「第 13 条関係」に、様式第 10 号中「第 10 条関係」を「第 11 条関係」に、様式第 11 号中「第 12 条関係」を「第 13 条関係」に、様式第

12号中「第13条関係」を「第14条関係」に、「京都市職員共済組合貸付規程施行細則第14条第1項」を「京都市職員共済組合貸付規程細則第15条第1項」に、様式第13号中「第13条関係」を「第14条関係」に、「京都市職員共済組合貸付規程施行細則第14条第2項」を「京都市職員共済組合貸付規程施行細則第15条第2項」に、様式第14号中「第15条関係」を「第16条関係」に、様式第15号中「第16条関係」を「第17条関係」に、様式第16号及び様式第17号中「第18条関係」を「第19条関係」に改める。

附 則

この細則は、公布の日から施行し、平成27年10月1日から適用する。

(行財政局人事部厚生課)